

**第5期湯浅町障がい福祉計画・
第1期湯浅町障がい児福祉計画
(素案)**

**平成30年2月
湯浅町**

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の期間	3
4.	他計画との関連性	4
第2章	障がいのある人の現状と課題	5
1.	本町の現状	5
2.	第4期障害福祉計画における見込量と実績	13
3.	本町の障がい福祉に係る課題	16
第3章	計画の基本的な考え方	18
1.	基本理念	18
2.	基本方針	19
第4章	第5期障がい福祉計画	21
1.	平成32(2020)年度の数値目標	21
2.	障がい福祉サービスの見込量	24
3.	地域生活支援事業の見込量	29
第5章	第1期障がい児福祉計画	34
1.	平成32(2020)年度の数値目標	34
2.	障がい児福祉サービスの見込量	35
第6章	計画の推進体制	37
1.	国・和歌山県・近隣自治体との連携	37
2.	住民・関係団体・事業者・地域等との連携	37
3.	障がいのある人のニーズの把握	37
4.	計画の達成状況の点検及び評価	37
資料編		38

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成23年の「障害者基本法」の大幅な改正のなかで、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がい者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

また、平成23年の「障害者虐待防止法」、平成24年の「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）」、平成25年の「障害者差別解消法」の制定、「障害者雇用促進法」の改正など、共生社会の実現に向けて、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野で法整備が進められました。平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。平成30年に一部施行となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるための「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障がいのある児童の多様なニーズに対応するための支援の拡充、サービス提供体制の計画的な構築の推進を目的とする障害児福祉計画の策定が各市町村に義務づけられるなど、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが定められました。

さらに、障がいのある人の定義についても、「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」により日常生活や社会生活に制限を受けることを問題とする「社会モデル」へと大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

本町においては、平成28年度から平成36（2024）年度までの9年間を計画期間とする「第2期湯浅町障害者基本計画」、平成28年度から平成30年度までを計画期間とする「第4期湯浅町障害福祉計画」を策定し、計画の理念である「完全参加」と「ノーマライゼーション」の実現に向けて、施策を推進しているところです。また、「障害者差別解消法」の施行を受け、「障がい者差別解消条例」の制定に取り組んでいるところです。

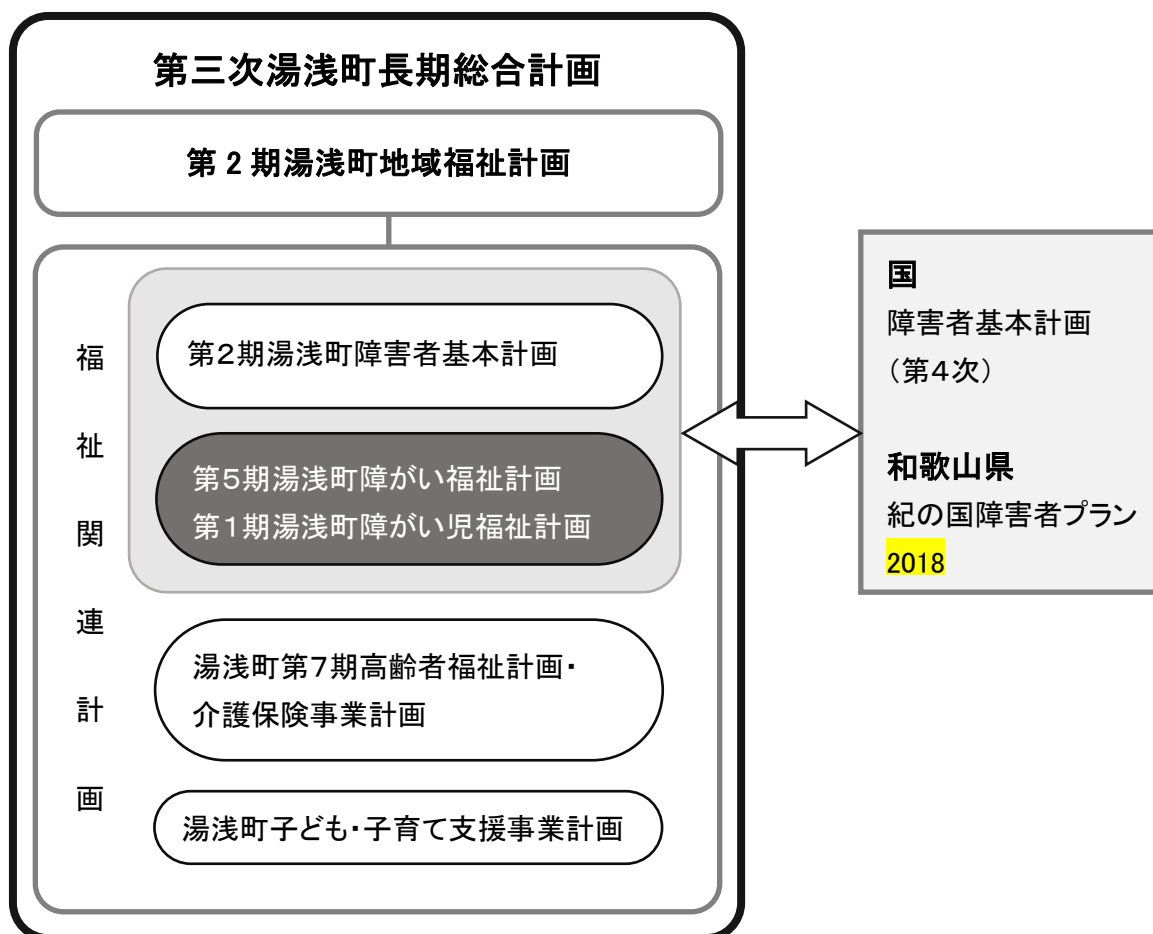
今回、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえるとともに、本町におけるさらなる障がい福祉のまちづくりを推進するため、「第4期湯浅町障害福祉計画」を見直し、「第5期湯浅町障がい福祉計画・第1期湯浅町障がい児福祉計画」（以下、本計画とする。）を策定します。

【障がい者施策の動向(「障害者総合支援法」施行以降)】

年	主な動き
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者への支援、障害者総合支援法地域生活支援事業の追加 等 <p>国において「障害者基本計画(第3次)」策定(9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等
平成 26 年	<p>日本が「障害者権利条約」を批准(1月)</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大 等
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供 等 <p>「改正障害者雇用促進法」の施行(4月)(一部、平成 30 年4月施行予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する差別の禁止、雇用主による合理的配慮の提供義務 等 <p>「成年後見制度利用促進法」の施行(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に関する施策 等 <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、障害児福祉計画の策定 等

4. 他計画との関連性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、和歌山県の「紀の国障害者プラン 2018（第5次和歌山県障害者計画、第4期和歌山県障害福祉計画）」を踏まえるとともに、本町の「第三次湯浅町長期総合計画」、「第2期湯浅町地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画（「湯浅町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「湯浅町子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、策定しています。



第2章

障がいのある人の現状と課題

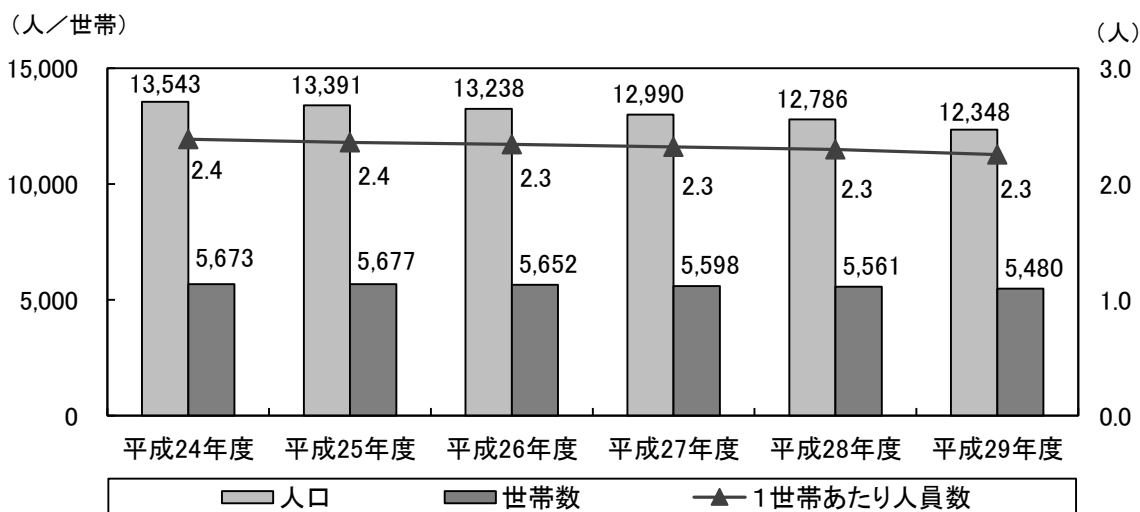
1. 本町の現状

(1) 総人口の推移

① 総人口と世帯数

湯浅町の総人口の推移をみると、平成24年から平成29年にかけて約1,200人減少しており、世帯数についても減少傾向にあります。

【総人口・世帯数等の推移】



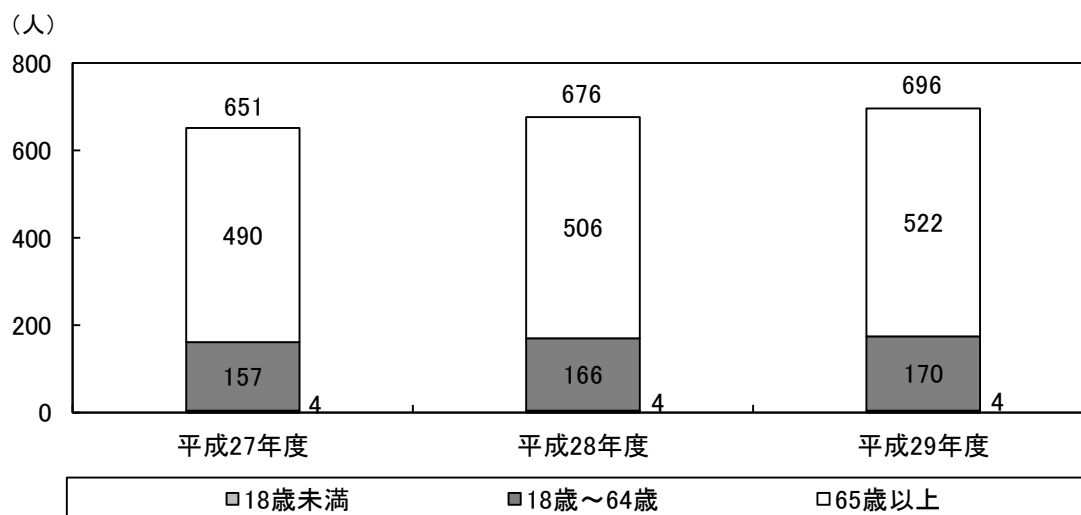
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
※平成29年のみ9月末現在

(2) 障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度から平成29年度にかけて増加傾向であり、18歳～64歳、65歳以上でそれぞれ増加しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

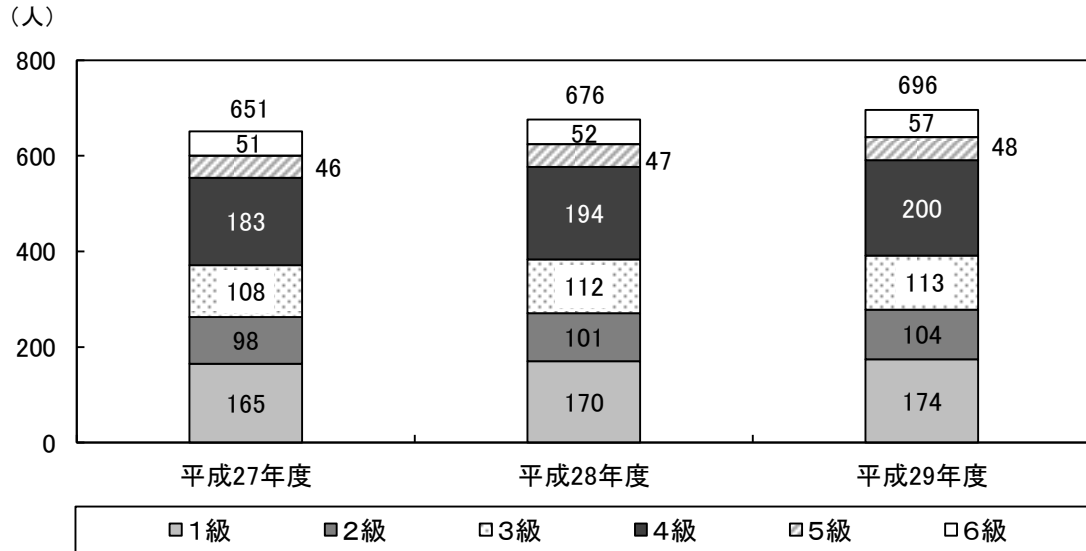


資料：健康福祉課

② 身体障害者手帳所持者の等級

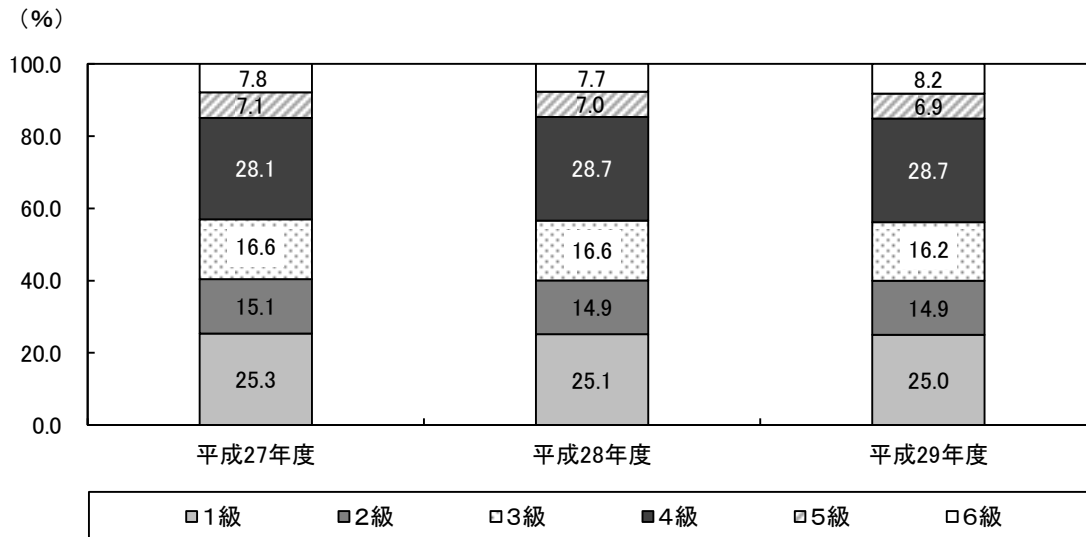
身体障害者手帳所持者の等級をみると、平成27年度から平成29年度にかけて全ての等級で増加傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級】



資料：健康福祉課

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比】

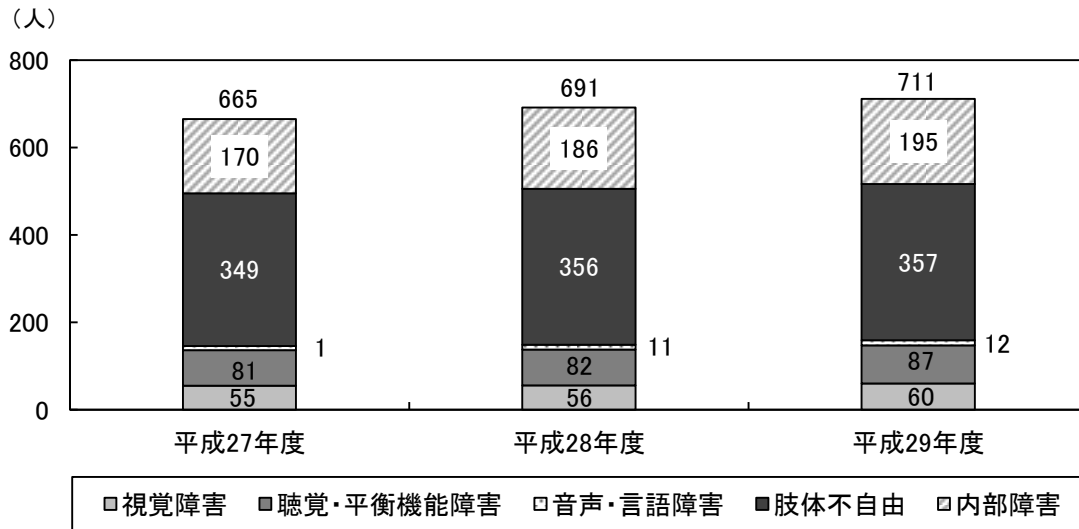


資料：健康福祉課

③ 障がいの種類

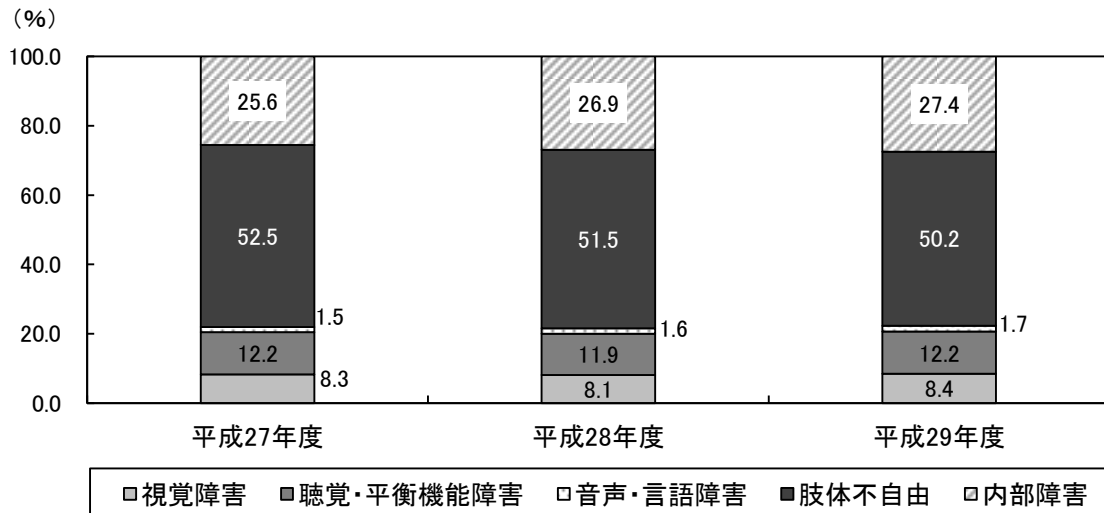
身体障害者手帳所持者の障がいの種類をみると、平成27年度から平成29年度にかけて全ての種類で増加傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者の障がいの種類】



資料：健康福祉課

【身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成比】

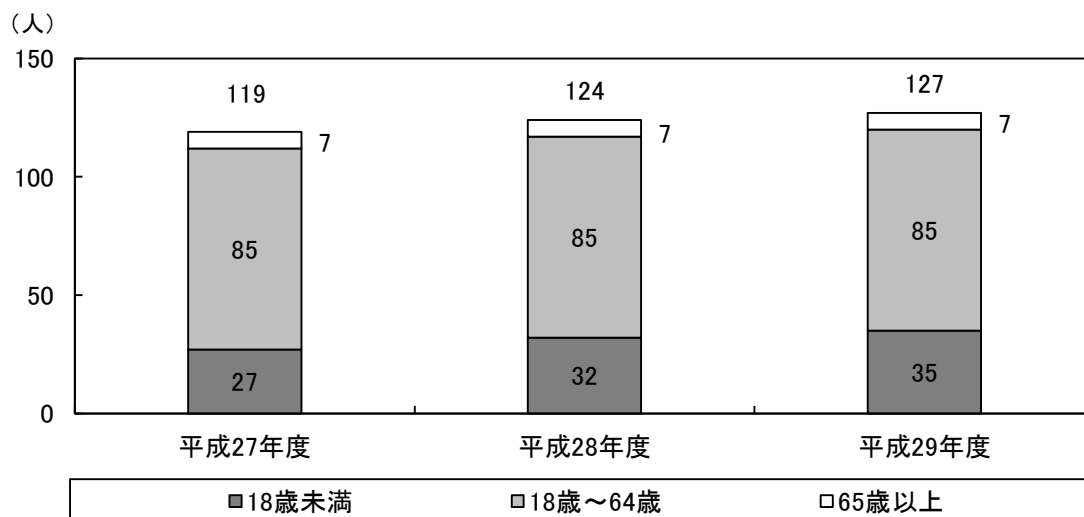


資料：健康福祉課

④ 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は平成27年度から平成29年度にかけて増加傾向となっています。18歳未満の所持者数が増加し、18歳以上については横ばいです。

【療育手帳所持者数の推移】

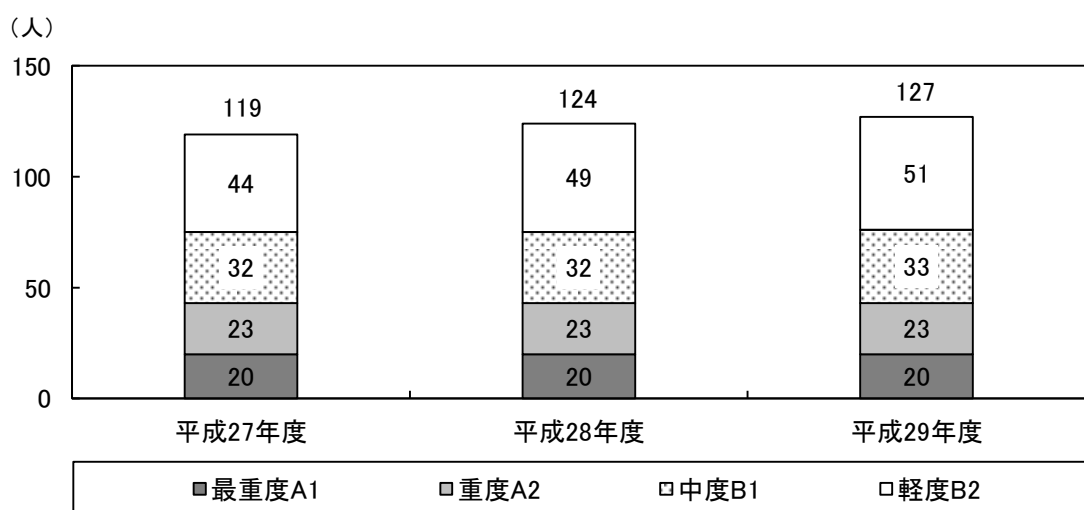


資料：健康福祉課

⑤ 療育手帳所持者の等級

療育手帳所持者の等級別の推移をみると、平成27年度から平成29年度にかけて最重度A1と重度A2は横ばいであるのに対し、中度B1と軽度B2については、増加傾向となっています。

【療育手帳所持者の等級】

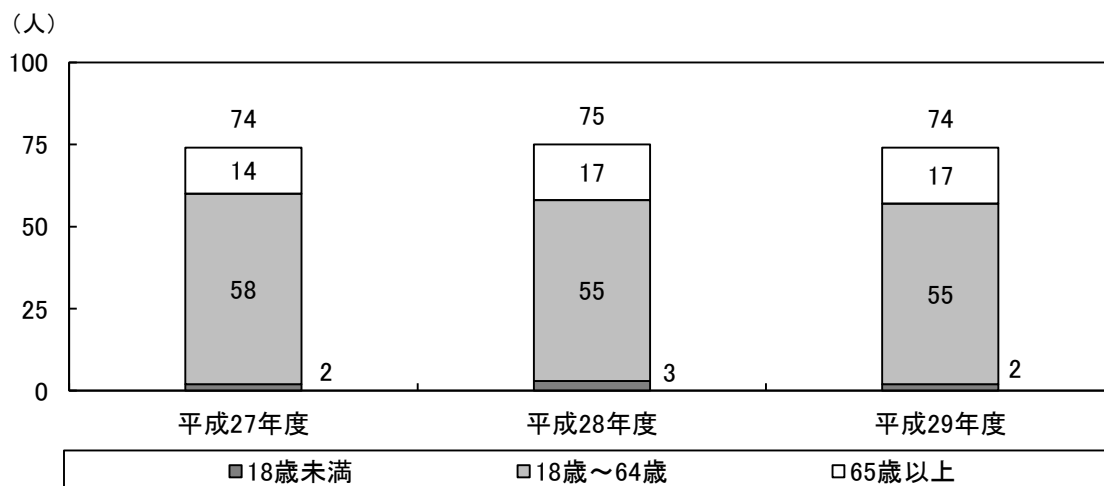


資料：健康福祉課

⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は平成27年度から平成29年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。年齢別にみると、65歳以上は増加傾向、18～64歳は減少傾向となっています。

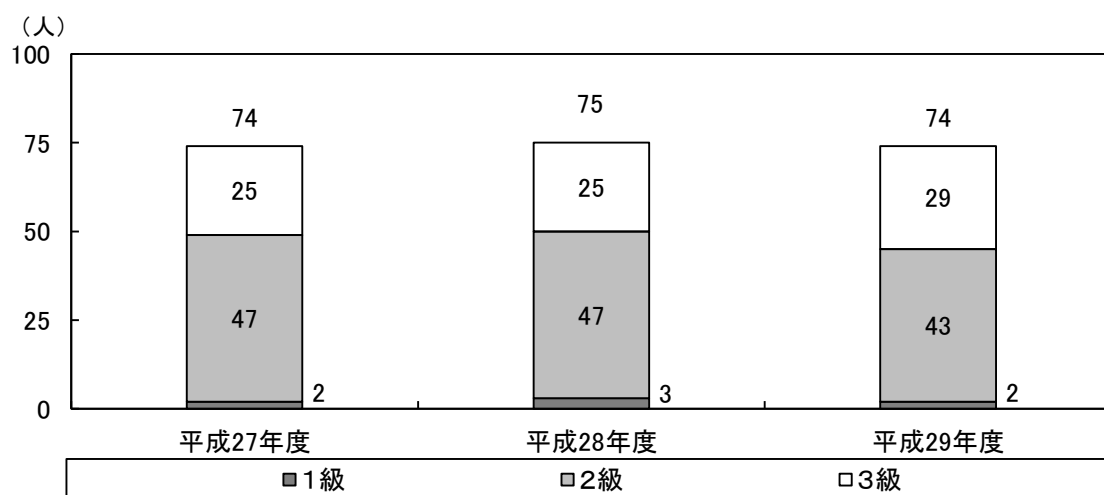
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



⑦ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

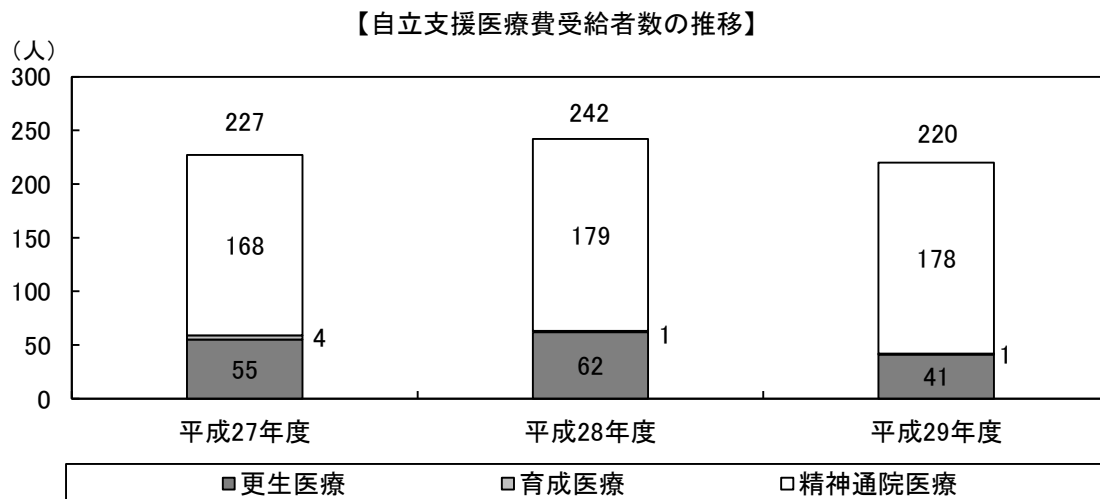
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、平成27年度から平成29年度にかけて2級は減少傾向にある一方で、3級は増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移】



⑧ 自立支援医療費受給者数

自立支援医療費の受給者数の推移をみると、育成医療を除き、平成28年度に増加傾向、平成29年度に減少傾向となっています。

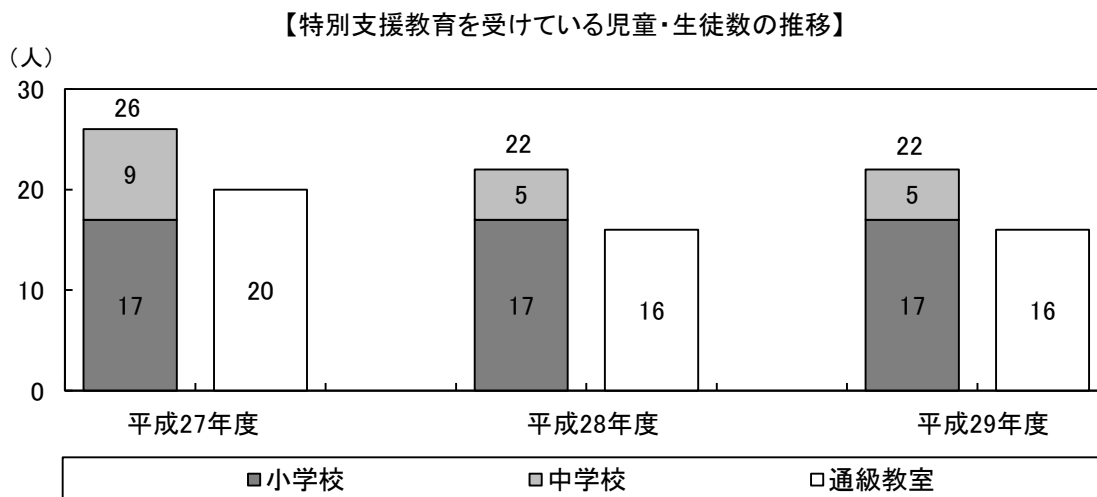


資料：健康福祉課

(3) 障がいのある児童・生徒の状況

① 特別支援教育を受けている児童・生徒数

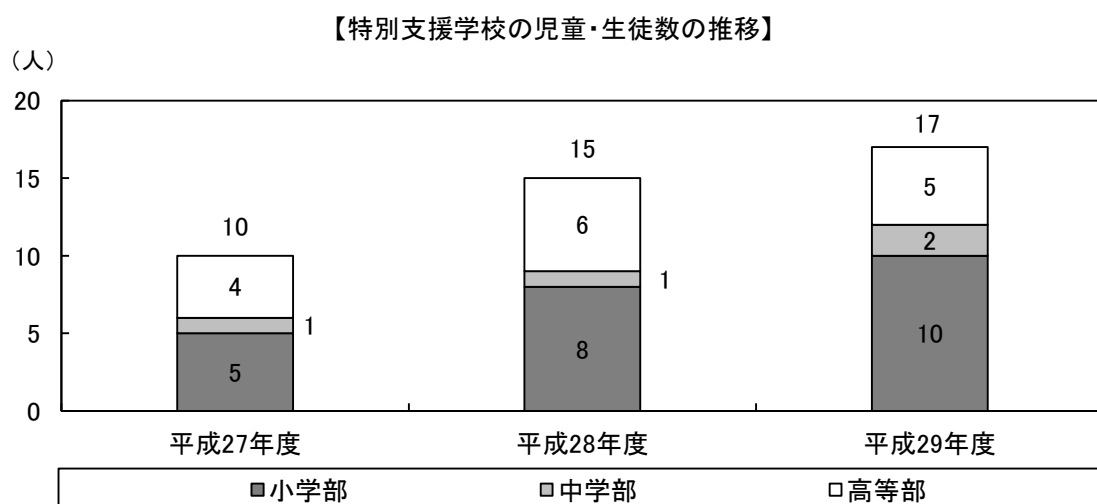
特別支援教育を受けている児童・生徒数の推移をみると、平成27年度から平成29年度にかけて中学校、通級教室は減少傾向、小学校は横ばいとなっています。



資料：健康福祉課

② 特別支援学校の児童・生徒数

特別支援学校の生徒数の推移をみると、平成27年度から平成29年度にかけて増加傾向となっており、平成29年度の総数は17人となっています。



資料：健康福祉課

2. 第4期障害福祉計画における見込量と実績

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
居宅介護	人/月	46	50	47	40	48	46
	時間/月	828.0	841.9	846.0	711.3	864.0	721.0
重度訪問介護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	44.0	0.0	44.0	0.0	44.0	0.0
同行援護	人/月	1	2	1	2	1	3
	時間/月	6.0	15.5	6.0	35.8	6.0	18.2
行動援護	人/月	2	0	2	0	2	0
	時間/月	8.0	0.0	8.0	0.0	8.0	0.0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0

② 日中活動系サービス

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
生活介護	人/月	44	41	45	39	46	46
	人日/月	774.4	761.8	792.0	791.2	809.6	810.5
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	39.0	0.0	39.0	0.0	39.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	5	4	3	5	2
	人日/月	62.4	76.3	62.4	40.0	78.0	24.2
就労移行支援	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	17.0	16.5	34.0	32.9	34.0	30.2
就労継続支援 (A型)	人/月	3	4	4	4	4	4
	人日/月	65.1	74.8	86.8	85.3	86.8	77.8
就労継続支援 (B型)	人/月	43	40	44	40	45	43
	人日/月	696.6	690.4	712.8	691.4	729.0	720.0
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所	人/月	5	7	6	8	7	8
	人日/月	59.0	90.4	70.8	104.9	82.6	102.0

③ 居住系サービス

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	14	17	16	18	16
施設入所支援	人/月	17	17	16	16	16	16

④ 相談支援

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
計画相談支援	人/月	15	22	17	15	19	17
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(2) 障がいのある児童・生徒への支援

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
障害児発達支援	人/月	38	29	40	32	42	35
	人日/月	304.0	391.5	320.0	367.6	336.0	406.8
放課後等 デイサービス	人/月	12	11	13	14	14	16
	人日/月	178.8	161.7	193.7	218.9	208.6	248.0
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0	0	0	0	10.0	0.0
医療型 児童発達支援	人/月	1	1	1	0	1	0
	人日/月	7.0	2.8	7.0	0.0	7.0	0.0
障害児相談支援	人/月	12	2	15	3	18	4

(3) 地域生活支援事業

① 必須事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)	
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	無	無	有	無	
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	有	無	
障害者相談支援事業	箇所/年	1	0	1	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	1	0	1	0	
成年後見制度法人後見支援制度	有無	無	無	無	無	無	無	
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	1	0	
手話通訳者派遣事業	人/年	4	6	5	5	6	6	
要約筆記者派遣事業	人/年	5	13	6	7	7	12	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	1	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	0	1	1
	自立生活支援用具	件/年	1	5	1	5	1	5
	在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	1	1	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	2	3	3	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	95	89	100	95	105	101
	在宅改修費	件/年	2	2	2	0	2	0
移動支援事業	時間/年	1,258	1,249	1,271	1,216	1,284	1,288	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所/年	0	0	0	0	1	0	
	人/年	0	0	0	0	0	0	

② 任意事業

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
日中一時支援事業	人/年	118	136	120	113	122	116
障害者自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	1	1	0	1	0

3. 本町の障がい福祉に係る課題

(1) 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合を含め、障がいのある人が自ら住みたい場所で、当たり前を送ることができる仕組みを整えることが求められています。

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制や医療体制を整えることが必要です。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要性が高まっている中、精神障がいの程度によらず、地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者等とともに重層的な連携による支援体制を構築していくことが求められます。

(2) 就労定着に向けた支援

今後、障がいのある人の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくことが予想されます。加えて、障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たな障がい福祉サービスとして、就労定着支援が創設されたことから、サービスの利用促進を図りながら、職場への定着率を高めていくことが必要です。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

障がいのある人もない人も互いに尊重しあい、支えあいながら、ともに暮らし、憩い、働き、学ぶことのできるまちづくりを進めることが求められています。

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員として、共に生きる地域をつくるため、障がいのある人や障がいに関する理解と啓発を促進するとともに、地域住民が我が事として主体的に支援活動などに取り組むことができる仕組みをつくっていくことが求められます。また、障がいのある人、子どもの福祉サービスをはじめ、高齢者福祉サービス等についても一体的に利用しやすくなる仕組みづくりに取り組むことが必要です。

(4) 障がいのある子どもへの支援体制の充実

特別支援学校の児童・生徒数が増加傾向にあるなど、支援の必要な子どもが増加している中、障がいのある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる体制整備が求められています。

障がいのある子どもの乳幼児期から学校卒業後までライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制整備を進める必要があります。併せて、児童発達支援事業所を中心とした地域支援体制の構築についても取り組むことが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ

本町では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、身近な地域において社会参加と自立した生活を送るための環境を整備し、「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者施策を展開しています。

本計画においてもこれまでの考えを引き続き継承し、誰もが地域において安心して社会参加できる環境の整備とその機会の提供を推進するとともに、障がいのある人自らが考え、選択し自立した生活を継続できる諸条件の整備を推進します。

障がいの有無に関わらず、その人らしく暮らすことができるよう、行政、障がい者団体、各種関係機関、地域住民などが連携・協力し、よりよい湯浅町にしていくために、「ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ」を基本理念として設定します。

2. 基本方針

本計画では、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込量確保に取り組む一方で、利用者一人ひとりの状況により適したサービスを提供するために、次の6つの基本方針に基づき、各事業の質的な向上を図るとともに、利用者本意の体制づくりを推進します。

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出などの日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進などサービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援など社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。新たに設置される就労定着支援については、支援を必要とする人の把握や事業の周知等に努めます。

(3) 居住系サービスの充実

障がいのある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する地域生活移行支援（共同生活援助、共同生活介護、施設入手支援）については、増加するニーズに対応するために支援体制の充実及び専門人材の確保に努めます。集団生活からひとり暮らしへの移行を支援する自立生活援助については、新規事業として円滑に開始、定着されるように環境の整備を進めます。

(4) 相談支援の充実

障がい福祉サービスの支給決定に当たり作成される個別のサービス等利用計画については、利用者の状況や希望に応じた、連続性及び一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう、情報の共有、地域資源の活用・改善を図り、一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の確保を図ります。また、研修の実施等により相談支援専門員等の資質の向上を図ります。

(5) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実に努めます。

(6) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する障がい児福祉サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援）について、今期から新しく設置される居宅訪問型児童発達支援及び、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業と併せて、保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

第4章

第5期障がい福祉計画

1. 平成32（2020）年度の数値目標

国では、概ね平成32（2020）年度を目標年度として達成すべき「成果目標」を以下の通りの内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標（1） 福祉施設入所者の 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none">■平成32（2020）年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。■平成32（2020）年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
成果目標（2） 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの 構築	<ul style="list-style-type: none">■平成32（2020）年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。■平成32（2020）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定。（都道府県が設定）■平成32（2020）年度末までの精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）の設定。（都道府県が設定）
成果目標（3） 地域生活支援拠点等の 整備	<ul style="list-style-type: none">■平成32（2020）年度末までに、各市町村又は、各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
成果目標（4） 福祉施設から 一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none">■平成32（2020）年度末までに、平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。■福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32（2020）年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。■就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32（2020）年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。■各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

指 標	目 標 値
施設入所者の地域生活への移行者数	1 人
施設入所者数	15 人

■ 目標設定の考え方

- ・ 障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を平成 28 年度末の 16 人から 9%以上が移行することとし、移行者数は 1 人とします。
- ・ 施設入所者数については、平成 28 年度末の 16 人から 2%以上削減することとし、施設入所者数は 15 人とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

指 標	目 標 値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所

■ 目標設定の考え方

- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を有田市、有田川町、湯浅町、広川町（以下、「有田圏域」とする。）で 1 箇所設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

指 標	目 標 値
地域生活支援拠点等箇所数	1 箇所

■ 目標設定の考え方

- ・ 相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくりなどを行う、地域生活支援拠点等を有田圏域で 1 箇所整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

指 標	目 標 値
福祉施設から一般就労への移行者数	2 人
就労移行支援事業の利用者数	3 人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%
就労定着支援1年後定着率	80%

■ 目標設定の考え方

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を平成 28 年度末で 1 人の 1.5 倍とし、移行者数は 2 人とします。
- ・就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末の 2 人から 2 割以上増加することとし、3 人とします。
- ・就労移行支援事業所について、平成 32 (2020) 年度末における就労移行率が 3 割を超える事業所の割合が全事業所の 5 割以上となることを目指します。
- ・新たに創設された就労定着支援により、支援開始から 1 年後の職場定着率が 8 割以上となることを目指します。

2. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上(児童はこれに相当する心身の状態)の人に、居宅で入浴・排泄・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、2肢以上の麻痺等の重度の障がいがあるなど、常時介護が必要な人に、居宅における介護や外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより行動が著しく困難で、障害支援区分3以上(児童はこれに相当する心身の状態)であり、常時介護が必要な人に、行動や外出の際の危険回避や移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6(児童はこれに相当する心身の状態)であって、常に介護を必要とし、意思疎通が困難である人のうち、四肢麻痺で寝たきり(気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障がい者)等、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護や生活介護、行動援護等の複数のサービスを包括的に提供します。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
居宅介護	時間/月	816.0	867.0	901.0
	人/月	48	51	53
重度訪問介護	時間/月	44.0	44.0	44.0
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	33.0	39.0	46.0
	人/月	5	6	7
行動援護	時間/月	4.0	4.0	4.0
	人/月	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	5.0	5.0	5.0
	人/月	1	1	1

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を設定します。
- ・入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス見込量と確保方策

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)で常に介護が必要な人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的または精神障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	就労等を希望し、通常の事業所への雇用が見込まれる65歳未満の人に対し、一定期間、生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく継続的な就労が可能である人に対し、生産活動等の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人、一定年齢に達している人などに対し、生産活動等の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援 〔新規〕	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	介護者の疾病や不在等により、必要な介護を受けることができず、障がい者支援施設等に短期間入所する必要がある障害支援区分1以上(児童はこれに相当する心身の状態)の人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	介護者の疾病や不在等により、必要な介護を受けることができず、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
生活介護	人日/月	854.4	907.8	961.2
	人/月	48	51	54
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	19.5	19.5	19.5
	人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	26.0	26.0	26.0
	人/月	2	2	2
就労移行支援	人日/月	33.0	33.0	49.5
	人/月	2	2	3
就労継続支援 (A型)	人日/月	78.0	97.5	117.0
	人/月	4	5	6
就労継続支援 (B型)	人日/月	769.5	786.6	820.8
	人/月	45	46	48
就労定着支援	人日/月	0.0	0.0	4.0
	人/月	0	0	1
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所(福祉型)	人日/月	112.5	125.0	125.0
	人/月	9	10	10
短期入所(医療型)	人日/月	12.5	12.5	12.5
	人/月	1	1	1

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績等から見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を勘案して、見込量を設定します。
- ・利用者のニーズに合わせて事業の充実を図るとともに、サービスの量及び質の確保のため有田圏域並びに事業者と調整し、サービスの提供に努めます。
- ・新規サービスである就労定着支援については、有田圏域で調整し、サービス提供に向けた体制の整備を進めていきます。

(3) 居住系サービス見込量と確保方策

サービス名	内容
自立生活援助 〔新規〕	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事等の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	17	17
施設入所支援	人/月	16	16	15

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績等から見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進による利用の増加を見込んで、見込量を設定します。
- ・新規サービスである自立生活援助については、参入意向のある事業者の確保に努めるとともに、地域での交流促進など、施設に入所している人の地域生活移行への支援体制の構築に努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行を進める上で、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識のもと、サービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直し等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
計画相談支援	人/月	20	22	25
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

■見込量の確保方策

- ・ これまでの利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- ・ 相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携し、利用者の意向や心身の状況等を踏まえた支援を円滑に行えるようにサービスの量及び質の確保に努めます。

3. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障がいのある人の理解促進及び、共に生きる社会の実現に向けた啓発を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別		平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

② 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

《サービスの見込量》

サービス種別		平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

③ 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別		平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑤ 意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	意思の伝達に支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	1
手話通訳者派遣事業	人/年	6	7	8
要約筆記者派遣事業	人/年	12	13	14
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がいのある人(児童)、知的障がいのある人(児童)であって、当該用具を必要とする人に対して日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人等が容易に使用することができるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	2
自立生活支援用具	件/年	5	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	4
排泄管理支援用具	件/年	107	112	118
住宅改修費	件/年	1	1	1

⑦ 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
移動支援事業	人/年	191	195	199
	時間/年	1260.6	1287	1313.4

⑧ 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	人/年	4	6	8

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績及び事業実施の計画に基づいて見込量を設定します。
- ・利用者のニーズに合わせたサービスが提供できるよう、サービス事業者や有田圏域で調整を図るとともに、サービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会等の実施に努めます。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
日中一時支援事業	人/年	103	110	116

② 障害者自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス名	内容
障害者自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
障害者自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	2	2	2

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績等を踏まえ、今後もサービスの質が低下することのないよう、持続・継続的に事業を推進することとし、見込量を設定します。
- ・障がいのある人の地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、事業者と連携してのサービス量の確保やサービスの種類や内容に関する情報提供に努めます。

第5章

第1期障がい児福祉計画

1. 平成32（2020）年度の数値目標

国では、概ね平成32（2020）年度を目標年度として、障がい児福祉サービスにおいて達成すべき「成果目標」を以下の通りの内容で示しています。

項目	国が示す成果目標
成果目標（1） 障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">■平成32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。■平成32（2020）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。■平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。■平成30（2018）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所訪問支援体制の構築	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	有

■目標設定の考え方

- ・児童発達支援センターについては、有田圏域で既に1箇所設置済です。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制については、現在未整備であるため、有田圏域で平成32（2020）年度末までの整備を目指します。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、該当する事業所が町内に無いため、有田圏域での確保を目指します。
- ・医療的ケア児支援の協議の場については、本町単独での設置は困難な場合ため、有田圏域での設置を目指します。

2. 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障がい児支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等 デイサービス	在学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問 支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援〔新規〕	重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整する コーディネーター の配置人数 〔新規〕	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

《サービスの見込量》

サービス種別	単位	平成30年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
児童発達支援	人日/月	436.6	472.0	519.2
	人/月	37	40	44
医療型児童発達支援	人日/月	5.0	5.0	5.0
	人/月	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日/月	268.6	300.2	347.6
	人/月	17	19	22
保育所等訪問支援	人日/月	10.0	10.0	10.0
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達 支援	人日/月	0.0	0.0	4.0
	人/月	0	0	1
障害児相談支援	人/月	6	9	12
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調 整するコーディネータ ーの配置人数	人	0	0	1

■見込量の確保方策

- ・これまでの利用実績と、支援を必要とする児童の潜在的ニーズを踏まえ、見込量を算出します。
- ・新規サービスである居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、サービスに対するニーズの把握を進めていきながら、事業者の確保を図ります。
- ・関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある児童を療育する家庭や子どもの発達へ不安を抱える家庭へのサポートに努めます。

第6章

計画の推進体制

1. 国・和歌山県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や和歌山県と連携しながら施策を展開します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等については、本町だけでなく近隣自治体を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

2. 住民・関係団体・事業者・地域等との連携

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体などによる支援や協力が重要となります。これら団体の諸活動の促進・支援に努めるとともに、連携を強化し、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

3. 障がいのある人のニーズの把握

本計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行い、そのニーズの把握に努めます。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図ることで、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。

資料編
